

秋田市地域公共交通協議会規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」の変更および関係する事業の実施に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>秋田市公共交通政策ビジョン</u>」および「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」の変更および関係する事業の実施に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>